様式第６号（第８条関係）

年　　月　　日

京丹後市長　　　　様

住所

団体名

代表者名又は氏名

(電話　　　－　　　　　)

事前着手届

京丹後市ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱（令和４年京丹後市告示第１６８号）第８条の規定により、別記条件を了承の上、下記のとおり補助金交付決定前に着手しますので、届け出ます。

記

１　事業名

２　交付申請予定額　　　　　　　　　　　　　円

３　事業実施期間　　　着手予定　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　完了予定　　　　年　　月　　日

４　事業概要

５　事前着手を必要とする理由

（別記条件）

　（1）本事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの間において、事業計画の変更を行わないこと。

　（2）補助金交付決定を受けるまでの間において、天変地異等の事由により実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業主体が負担すること。

　（3）補助金不交付決定を受けた場合及び補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。